

令和6年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | 指名停止理由                 | 有資格業者名  | 措置期間                                 | 適用条項                | 決定日     | 備考   |
|----|------------------------|---|--------------------------------------|---------------------|---------|--|
| 1  | その他の不正<br>又は不誠実な行為     | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号<br>大成建設(株)<br>代表者 相川 善郎           | 令和6年5月20日から<br>令和6年6月19日まで<br>(1か月間) | 第2条第1項<br>別表第2第9号   | R6.5.20 | 当該業者の使用人が、当該業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上(4日)の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鯉沢労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。 |
| 2  | その他の不正<br>又は不誠実な行為     | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号<br>太陽有限責任監査法人<br>代表者 山田 茂善          | 令和6年5月20日から<br>令和6年8月19日まで<br>(3か月間) | 第2条第1項<br>別表第2第10号イ | R6.5.20 | 当該法人の社員が、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けたため。  |
| 3  | 独占禁止法違反                | 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号<br>近畿日本ツーリスト(株)<br>代表者 瓜生 修一       | 令和6年6月5日から<br>令和6年9月4日まで<br>(3か月間)   | 第2条第1項<br>別表第2第4号   | R6.6.5  | 当該業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けたため。   |
| 4  | 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 | 君津市外箕輪二丁目24番3号<br>(株)協同建設<br>代表者 鶴岡 慎一郎             | 令和6年7月24日から<br>令和6年8月23日まで<br>(1か月間) | 第2条第1項<br>別表第1第5号   | R6.7.24 | 当該業者は、令和6年3月29日に契約を締結した当広域連合企業団発注の「南袖地先配水管改良工事」の施工中において、配水本管の掘削作業中、自らが設置した仮設配水管の接合部を誤って掘削重機により損傷し、周囲に断水を生じさせる公衆損害事故をおこしたため。  |
| 5  | その他の不正<br>又は不誠実な行為     | 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号<br>日本トータルテレマーケティング(株)<br>代表者 境 千春 | 令和6年8月16日から<br>令和6年9月15日まで<br>(1か月間) | 第2条第1項<br>別表第2第10号ア | R6.8.16 | 当該業者の元使用人は、京都府京都市が発注した新型コロナワクチン接種コールセンター業務において、令和4年9月分の人件費を過大請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、令和6年6月11日、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕されたため。  |

令和6年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | 指名停止理由             | 有資格業者名  | 措置期間   | 適用条項                    | 決定日      | 備考   |
|----|--------------------|---|--|-------------------------|----------|--|
| 6  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 鎌ヶ谷市くぬぎ山五丁目6番8号<br><br>(株) ファクト<br><br>代表者 森岡 正成            | 令和6年9月11日から<br><br>令和6年12月10日まで<br><br>(3か月間)  | 第2条第1項<br><br>別表第2第9号   | R6.9.11  | 当該業者は、千葉県警察本部発注の「香取警察署庁舎解体工事」の入札において、令和6年8月2日に落札をしたにもかかわらず、監理技術者を含む施工管理体制が確保できないとして、令和6年8月9日に契約辞退を申し出た。<br>このことは、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第9号（その他不正又は不誠実な行為）の規定に該当すると認められ、指名停止措置を受けたため。 |
| 7  | 建設業法違反行為           | 静岡県焼津市本町二丁目2番1号<br><br>(株) 橋本組<br><br>代表者 橋本 真典             | 令和6年9月25日から<br><br>令和6年10月24日まで<br><br>(1か月間)  | 第2条第1項<br><br>別表第2第8号   | R6.9.25  | 当該業者は、受注した焼津市発注の「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事（債務負担行為）（建築工事）」において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。<br>このことが、建設業法（以下「法」という。）第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和6年9月3日付で国土交通省中部地方整備局から法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けたため。           |
| 8  | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 宮城県仙台市青葉区北目町1番13号<br><br>アイリスチトセ（株）<br><br>代表者 大山 紘平        | 令和6年11月21日から<br><br>令和6年12月20日まで<br><br>(1か月間) | 第2条第1項<br><br>別表第2第10号イ | R6.11.21 | 当該業者は、少なくとも北海道札幌市内ほか5件の工事において、監理技術者を配置していなかったこと等により、令和6年7月26日に宮城県から建設業法に基づく指示処分及び営業停止命令を受けたため。   |
| 9  | 独占禁止法違反            | 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地<br><br>三井住友海上火災保険（株）<br><br>代表者 船曳 真一郎   | 令和6年11月26日から<br><br>令和7年5月25日まで<br><br>(6か月間)  | 第2条第1項<br><br>別表第2第4号   | R6.11.26 | 当該業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。  |
| 10 | 独占禁止法違反            | 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号<br><br>あいおいニッセイ同和損害保険（株）<br><br>代表者 新納 啓介 | 令和6年11月26日から<br><br>令和7年5月25日まで<br><br>(6か月間)  | 第2条第1項<br><br>別表第2第4号   | R6.11.26 | 当該業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。  |
| 11 | 独占禁止法違反            | 東京都千代田区大手町二丁目6番4号<br><br>東京海上日動火災保険（株）<br><br>代表者 城田 宏明     | 令和6年11月26日から<br><br>令和7年5月25日まで<br><br>(6か月間)  | 第2条第1項<br><br>別表第2第4号   | R6.11.26 | 当該業者は、保険契約者・発注者計9者が行った損害保険契約等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。  |

令和6年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | 指名停止理由             | 有資格業者名                               | 措置期間                                  | 適用条項                        | 決定日      | 備考   |
|----|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|----------|--|
| 12 | その他の不正<br>又は不誠実な行為 | 市原市西五所25番12<br>河野システム鑑定<br>代表者 河野 宗博 | 令和6年12月11日から<br>令和7年6月10日まで<br>(6か月間) | 第2条第1項<br>別表第2第9号・<br>第10号エ | R6.12.11 | 当該業者は、令和6年8月26日付けで千葉県県土整備部長生土木事務所長と契約締結した「通学路緊急対策委託（金田・岩沼・土地評価）」において、体調不調を理由に業務を続行することができないとして、当該業者より千葉県に契約解除申出書が提出され、業務委託契約書第18条の3第1項第5号の規定により、令和6年10月24日付けで契約が解除された。<br>このことは、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領 第2条第1項別表第2第11号の規定に該当すると認められるとして指名停止措置がなされたため。 |